

随意契約理由書

| | |
|--|-------------------------------|
| 件名 | 三宮駐車場ほか9駐車場駐車券類の購入 |
| 契約の相手方 | アマノ株式会社 |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>当契約は、三宮駐車場ほか9駐車場駐車券類を購入するものであり、アマノ株式会社は、今回契約する駐車券類を使用する駐車券発券機及び自動精算機を製造・設置した事業者である。</p> <p>駐車券発券機及び自動精算機で使用する駐車券類の製造には、次のような特殊性があり、上記業者以外に当業務を負わせることは不可能である。</p> <p>① 駐車券類の製造工程では偽造防止のため磁気コードの入力を必要とするものがあり、その入力には、駐車券発券機及び自動精算機を製造・設置した上記業者しか知りえないものであり、他の業者では入力することができない。</p> <p>② 上記業者が製造した駐車券類以外の駐車券類(磁気コード未入力)を駐車券発券機及び自動精算機で使用すると機器が故障する恐れがある。</p> <p>したがって、駐車券類の製造に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記業者しかいないため随意契約を行うものである。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 建設局道路部計画課(電話番号 078-595-6414) |